

平成 27 年度公共事業再評価対象事業調書

1 事業の概要

| | | | |
|---|--|--------|-----------------------------|
| 事業名 | 街路事業 山陰街道 | 事業所管課 | 建設局道路建設部 道路建設課 |
| 事業区間 | 自：京都市西京区桂朝日町 (都市計画道路久世梅津北野線：通称「桂川街道」) 至：京都市西京区桂市ノ前町 (府道桂停車場線) | 延長又は面積 | 延長 L = 178 m 幅員 W = 15 m |
| 事業概要 | | | |
| 本路線は、天神川通（葛野中通）を起点とし、国道 9 号を終点とする京都市西部地域の補助幹線道路である。本事業は、未整備となっている桂川街道から府道桂停車場線までの区間を整備することにより、阪急桂駅への路線バスの円滑な運行と歩行者の安全な通行を確保し、もって地域の活性化を図るものである。 | | | |

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

| 都市計画決定 | 昭和 32 年度 | 事業採択年度 | 平成 2 年度 | | 用地着手年度 | 平成 4 年度 |
|-------------|---------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|------------|
| 工事着手年度 | 平成 年度 | 完成予定年度 | 当初 変更 | 平成 6 年度 平成 33 年度 | | |
| 年度 | 全体事業 | 平成 25 年度以前 | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度以降 |
| 工事 | L= 178 m C= 63 百万円 | L= 0 m C= 0 百万円 | L= 0 m C= 0 百万円 | L= 0 m C= 0 百万円 | L= 178 m C= 63 百万円 | |
| 用地 | A= 1,633 m ² C= 898 百万円 | A= 107 m ² C= 82 百万円 | A= 34 m ² C= 12 百万円 | A= 0 m ² C= 0 百万円 | A= 1,492 m ² C= 804 百万円 | |
| その他 | C= 54 百万円 | C= 17 百万円 | C= 0 百万円 | C= 0 百万円 | C= 37 百万円 | |
| 計 | C= 1,015 百万円 | C= 99 百万円 | C= 12 百万円 | C= 0 百万円 | C= 904 百万円 | |
| 進捗率 (累積) | | 9.8% | 10.9% | 10.9% | | 100.0% |

事業の進捗状況

- 平成 22 年度公共事業再評価時における「当路線の整備により、阪急桂駅への路線バスの円滑な運行と歩行者の安全な通行を確保するため、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく。」との対応方針に基づき、事業の進捗を図った。
- 事業への御理解、御協力を得られた地権者に対し、順次、測量、境界確定、用地買収を実施している。
- 本年度においても、用地の買収交渉を行うこととしている。

当初計画に比べて事業が遅れた理由

- 平成 8 年度の国の補助事業重点化により、本事業区間に隣接する桂駅周辺整備事業を優先して実施した。
- 一部の地権者から事業への理解を得られず、境界確定が難航した。
- 平成 24 年 3 月に策定した「道路整備事業の見直し」に基づき、事業進捗を原則、平成 27 年度までの 4 年間見送っている。

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

- 現在、本事業区間を通過する路線バスは平日約 350 台あるが、現道の幅員は約 6 m で、歩道も整備されておらず、自動車にも歩行者にも危険な道路となっている。
- 周辺では、阪急洛西口駅付近の立体交差事業が進捗しており、平成 25 年度に上り線（河原町方面）の高架化が完了、平成 27 年度中には全線高架化が完了する予定である。
- 平成 26 年度、近隣に大型商業施設が開業した。

【上位計画から見た事業の有効性】

| 京都市基本計画 | 事業ごとの上位計画 | 具体的な効果等 |
|--|-------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> うるおい <input checked="" type="checkbox"/> 活活性化 <input type="checkbox"/> すこやか <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 行政経営の大綱 | 京都市都市計画マスタープラン (平成24年2月策定) | 本路線の整備を進めることにより、安全で円滑な道路交通や歩行者の安全性の向上を図るとともに、広域交通網の整備及び主要観光地への円滑な道路交通に寄与するものである。 |

【指標による評価】

| 客観的評価指標 | 評価結果 | |
|-----------------------|---------------------|-------------|
| 事業採択についての条件を確認するための指標 | 事業の投資効果 (費用便益分析) | B/C = 1. 54 |
| | 事業の要件 | 指標該当状況：有・無 |
| 事業の効果や必要性を評価するための指標 | 評価軸に対する該当状況：3/5 | |

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

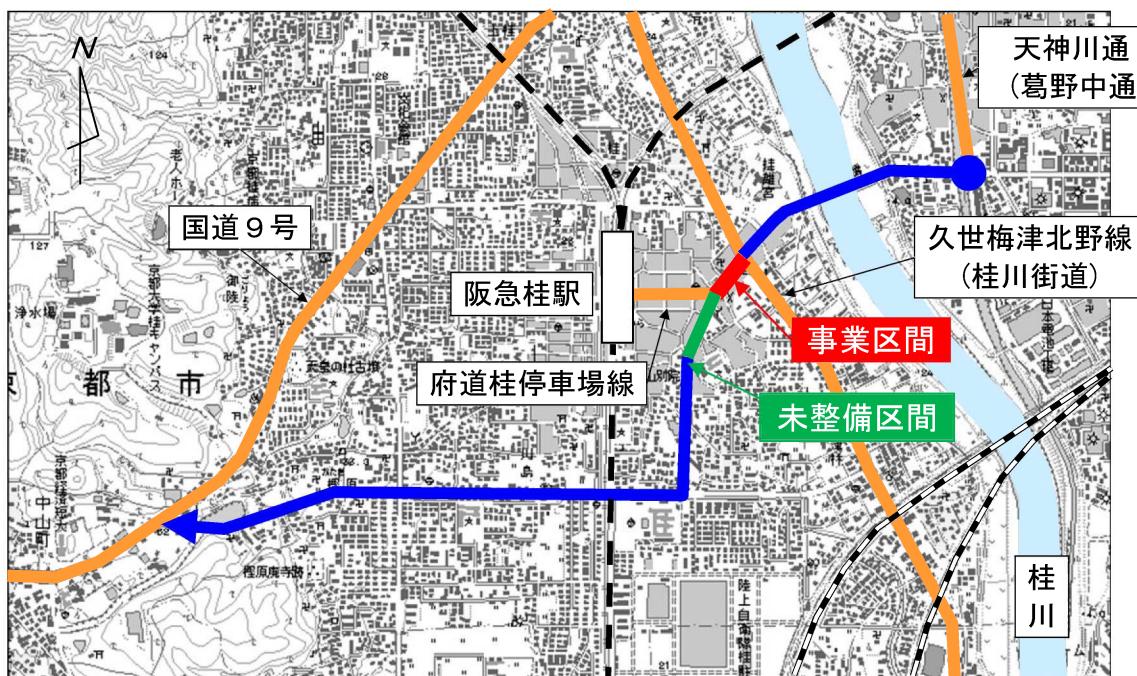
- 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画<改革編>における道路整備事業の見直しに基づき、平成27年度までの4年間については、原則、事業進捗を見送っている。
- 境界確定作業については、全30筆中25筆を終えている。
- 事業への御理解、御協力を得られた地権者の要望に対して、用地買収を行っている。

4 対応方針案

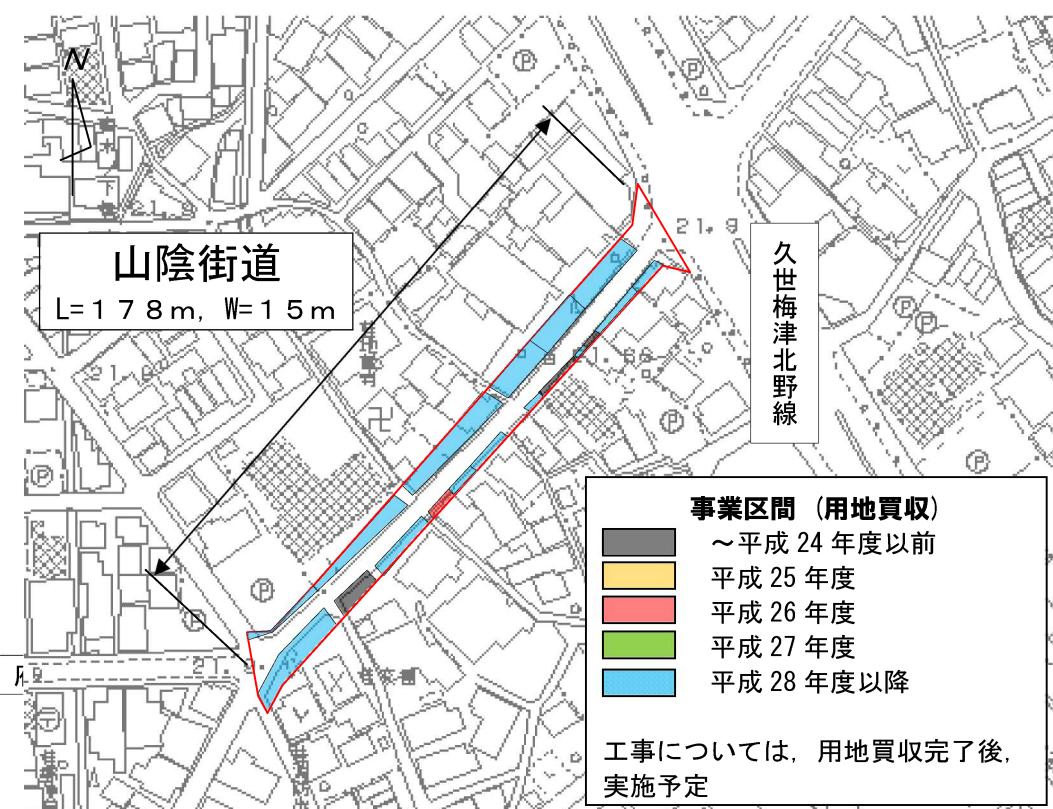
| 対応方針 | 事業継続 | 事業中止 | 事業休止 | 事業再開 |
|------|--|------|------|------|
| 理由 | 本事業区間は、阪急桂駅への重要なアクセス道路を担っており、本事業を進めることによる路線バスの円滑な運行及び歩行者の安全性の確保が地域の大きな課題、要望となっている。 また、地元住民の本事業への理解も深まり、境界確定も一定進んでおり、既に事業用地の一部を確保し、今後も用地買収の進捗が見込める状況にある。 以上、今後も着実な事業の進捗が図れるものであるため、事業を継続するは妥当であると考える。 | | | |

事業名：山陰街道

[箇所図]

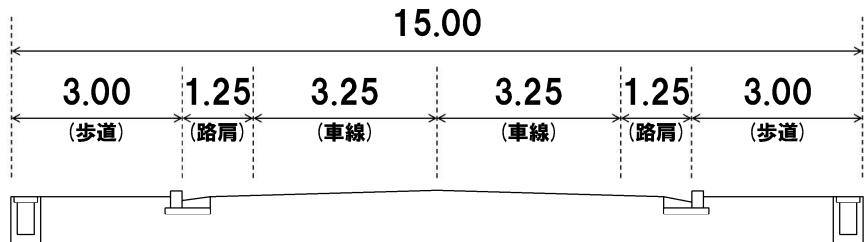


[模式図]

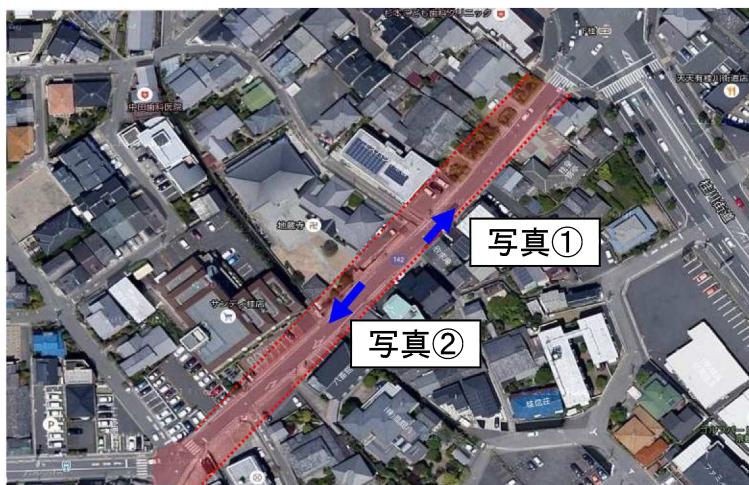


事業名：山陰街道

[事業概要]



[写 真]



N

写真①

写真②



客観的評価指標（街路事業）

【事業の要件】

| | |
|----------------|--|
| 環境・景観への配慮事項 | 照明や舗装について、地域にふさわしいものとなるよう検討していく。 |
| 市民と行政のパートナーシップ | 事業開始時、用地買収開始時の各時点において地元説明会を開催し、地元意見の反映や地元に対する情報提供を積極的に進めてきており、今後も事業の節目ごとに地元との協議を行っていく。 |

【事業の必要性】

| 評価項目 | 評価指標 | 該当状況 |
|-------|---|------|
| うるおい | <p>■対象道路の整備により自動車からの CO₂ 排出量が削減される 対象道路の整備により削減される自動車からの CO₂ 排出量 削減量：289 t /年 (整備前：1,719,290 t /年→整備後：1,719,001 t /年)</p> <p>□現道等における自動車からの NO_X 排出量が削減される 並行区間等における自動車からの NO_X 排出削減量 削減量：____ t /年 (整備前：____ t /年→整備後：____ t /年)</p> <p>□現道等における自動車からの SPM 排出量が削減される 並行区間等における自動車からの SPM 排出削減量 削減量：____ t /年 (整備前：____ t /年→整備後：____ t /年)</p> <p>□現道等で騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある</p> | 1/4 |
| | <p>□現道等に死傷事故率が 500 件/億台キロ以上である区間が存する場合において、交通量の減少、歩道の設置又は線形不良区間の解消等により、当該区間の安全性の向上が期待できる</p> <p>■照明灯が設置され夜間の安全性が向上する</p> | |
| 活性化 | <p>■中心市街地へ至る道路であり、現道もしくは並行する道路の混雑度が 1.0 以上</p> <p>□農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性向上が見込まれる</p> | 1/2 |
| | <p>■観光地・レクリエーション基地と交通拠点間とのアクセスを向上させる</p> <p>□主要観光地間相互の到達時間の短縮に寄与する</p> | 1/2 |
| すこやか | □交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路を形成する区間が新たにバリアフリー化される | — |
| まちづくり | <p>□自転車交通量が 500 台/日以上、自動車交通量が 1,000 台/12h 以上、歩行者交通量が 500 人/日以上の全てに該当する区間において、自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる</p> <p>□当該区間の自動車交通量が 1,000 台/12h 以上（当該区間が通学路である場合は 500 台/12h 以上）かつ歩行者交通量 100 人/日以上（当該区間が通学路である場合は学童、園児が 40 人/日以上）の場合、又は歩行者交通量 500 人/日以上の場合において、歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置される</p> <p>□歩行空間ネットワークの整備地区における整備対象路線である</p> | — |

| 評価項目 | 評価指標 | 該当状況 |
|-------|--|------|
| まちづくり | <p>□拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する <input type="checkbox"/>特別立法に基づく事業である ■計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している <input type="checkbox"/>広域道路整備基本計画に位置づけのある環状道路を形成する <input type="checkbox"/>市街地再開発、区画整理等に関連あり <input type="checkbox"/>都市再生プロジェクトを支援する事業である</p> | 1/6 |
| 景観 | <p>□歴史的景観を活かした道路整備や中心商店街のシンボル的な道路整備等、特色あるまちづくりに資する事業である <input type="checkbox"/>対象区間が無電柱化候補路線に位置づけ有り <input type="checkbox"/>市街地又は歴史景観地区(歴史的風土特別保存区域及び重要伝統的建造物保存地区)等の幹線道路において新たに無電柱化を達成する <input type="checkbox"/>周辺の自然・景観もしくは歴史的な文化環境との調和が図られている <input type="checkbox"/>景観となりうる道路構造物である(構造美を有する橋梁 等) <input type="checkbox"/>文化財に対して影響がない(埋蔵文化財調査等が実施済み)</p> | — |
| 住宅 | <p>□幅員 6m 以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消する ■密集市街地における事業で火災時の延焼遮断帯の役割を果たす <input type="checkbox"/>地震等の災害時に避難地として活用できる</p> | 1/3 |
| 道と緑 | <p>□近隣市へのルートが1つしかなく、災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する <input type="checkbox"/>対象区間が、地震防災緊急事業五力年計画に位置づけのある路線(以下「緊急輸送道路」という)として位置づけがある、又は京都市地域防災計画、府地域防災計画、緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急整備事業計画に位置づけあり <input type="checkbox"/>緊急輸送道路が通行止になった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する <input type="checkbox"/>現道等の防災点検又は震災点検要対策箇所もしくは架替の必要のある老朽橋梁における通行規制等が解消される <input type="checkbox"/>現道等の事前通行規制区間、特殊通行規制区間又は冬期交通障害区間を解消する <input type="checkbox"/>現道等における交通不能区間を解消する ■現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する <input type="checkbox"/>避難路へ 1km 以内で到達できる地区が新たに増加する <input type="checkbox"/>総重量 25t の車両もしくは ISO 規格背高海上コンテナ輸送車に対応する <input type="checkbox"/>地域高規格道路の位置づけあり <input type="checkbox"/>三次医療施設へのアクセス向上が見込まれる <input type="checkbox"/>当該路線が隣接した市役所・区役所間を最短時間で連絡する路線を構成する <input type="checkbox"/>市役所・区役所へのアクセス向上が見込まれる <input type="checkbox"/>新規整備の公共公益施設へ直結する道路となる <input type="checkbox"/>対象区間が現在連絡道路がない住宅宅地開発(300 戸以上又は 16ha 以上、大都市においては 100 戸以上又は 5ha 以上)への連絡道路となる ■現道等の年間渋滞損失時間(人・時間)が削減される。 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/>並行区間等の年間渋滞損失時間(人・時間)及び削減率 <div style="text-align: right;">渋滞損失時間 : <u>0.01 人・時間/年</u>, 削減率 : <u>0.08%</u></div> </div> <input type="checkbox"/>現道等における混雑時旅行速度が 20km/h 未満である区間の旅行速度の改善が期待される <input type="checkbox"/>現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が 10,000 台時/日以上の踏切道の除却もしくは交通改善が期待される</p> | 7/31 |

| 評価項目 | 評価指標 | 該当状況 |
|--------------|---|------|
| まちづくり 道と緑 | <ul style="list-style-type: none"> ■現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する ■鉄道駅周辺へのアクセス利便を図れる(新幹線駅もしくは特急停車駅へのアクセス向上が見込まれる) □京都高速道路、第二京阪道路等の広域幹線と連携したアクセス向上につながる □第一種空港、第二種空港、第三種空港もしくは共用飛行場へのアクセス向上が見込まれる □重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセス向上が見込まれる □既存の大学・学術研究機関等へのアクセスを向上させる □大学施設の整備拡充地へのアクセスを支援する □中心市街地内で行う事業である □幹線都市計画道路網密度が 1.5km/km² 以下である市街地内の事業である ■DID 区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する ■道路の整備に関するプログラム又は都市計画道路整備プログラムに位置づけられている ■交通状況の改善等、都心部及び既成市街地の活性化に大きく寄与する □対象区間に街路樹が設けられる | |
| 行政経営の大綱 | <ul style="list-style-type: none"> □審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている □計画段階から市民参加により事業を進めている | — |

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

| | |
|-------|-----------|
| 事業名 | 街路事業 山陰街道 |
| 事業所管課 | 道路建設課 |

1. 算出条件

| | |
|----------------|---------------------------|
| 基準年次 | 平成27年 |
| 供用年度 | 平成34年 |
| 便益算出手法 (概要) | 費用便益分析マニュアル (平成20年11月) |

2. 費用

| | 事業費 | 維持管理費 | 合計 |
|----------------------|------|-------|------|
| 単純合計（税込み） | 10.2 | 0.2 | 10.4 |
| 単純合計（税抜き） | 9.4 | 0.2 | 9.6 |
| 基準年における 現在価値（C）※1 | 9.6 | 0.1 | 9.7 |

(単位：億円)

※1：検討期間（50年）の事業費+維持管理費（税抜き）に対する基準年における現在価値

3. 便益額

| | |
|----------------------|------|
| 供用年次の便益 | 42.2 |
| 基準年における 現在価値（B）※2 | 14.9 |

(単位：億円)

※2：検討期間（50年）の総便益額に対する基準年における現在価値

4. 費用便益分析比

| | |
|-----|------|
| B/C | 1.54 |
|-----|------|

◇ 事業全体の費用便益(B/C)

街路事業 山陰街道

(注意) 以下の計算については、表示桁数の関係で必ずしも計算が一致しないことがある。

◎算出条件

・将来交通量 : 11,600 台/日

「平成17年度道路交通センサス結果に基づく平成42年将来交通量予測(平成21年度作成)」

- ・延長幅員 : $L = 0.178 \text{ km}$ $W=15\text{m}$
- ・設計速度 : 40 km/h (4種2級)
- ・全体事業費 : 1,015 百万円 (消費税込み)
- ・その他 : 費用便益比算出方法は「費用便益分析マニュアル (平成20年11月、国土交通省道路局、都市・地域整備局)」に従う

◎ (配分結果より、3車種(乗用車・小型貨物・普通貨物)ごとに算出)

(配分対象ネットワーク全体(京都市全域+一部周辺市町)で算出)

*走行時間短縮便益 (走行時間費用 = 交通量 × 走行時間 × 時間価値原単位 × 365)

- ・(整備あり) 走行時間費用 60,403,757.28 (百万円/年)
 - ・(整備なし) 走行時間費用 60,403,846.14 (百万円/年)
- ①走行時間短縮便益 = $60,403,846.14 - 60,403,757.28 = 88.86$ (百万円/年)

*走行経費減少便益 (走行経費 = 交通量 × 延長 × 走行経費原単位 × 365)

- ・(整備あり) 走行経費 6,227,384.34 (百万円/年)
 - ・(整備なし) 走行経費 6,227,388.50 (百万円/年)
- ②走行経費減少便益 = $6,227,388.50 - 6,227,384.34 = 4.16$ (百万円/年)

*交通事故減少便益 (交通事故損失額 = 係数 × 交通量 × 延長 + 係数 × 交通量 × 主要交差点数)

- ・(整備あり) 交通事故損失額 498,732.96 (百万円/年)
 - ・(整備なし) 交通事故損失額 498,733.06 (百万円/年)
- ③交通事故減少便益 = $498,733.06 - 498,732.96 = 0.10$ (百万円/年)

○年便益 = ①+②+③ = $88.86 + 4.16 + 0.10 = 93.13$ (百万円/年)

○供用後50年間の便益を現在価値に換算すると、B=1491.97 百万円となる。

*現在価値への換算は「費用便益分析マニュアル(平成20年11月、国土交通省道路局、都市・地域整備局)」より
社会的割引率(社会的金利動向より設定)を4%として計算

◎費用

①維持管理費

- 2.7百万円/km $\times 0.178 \text{ km} / 1.05 = 0.46$ 百万円
- ・供用後50年間のコストを現在価値に換算すると、約 7.8 百万円となる

②事業費

- ・全体事業費 943.77 百万円 (消費税控除)
- ・全投資額を現在価値に換算すると、 958.63 百万円

・費用C=①+②= 7.77 百万円 + 958.63 百万円 = 966.40 百万円

◎費用便益

・B/C= 1491.97 百万円 / 966.40 百万円 = 1.54